

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、電波法及び電波法に基づく命令において使用する用語の定義である。電波法（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「無線電信」とは、電波を利用して、 **A** を送り、又は **B** をいう。
 ② 「無線電話」とは、電波を利用して、 **C** を送り、又は **B** をいう。

	A	B	C
1	符号	受ける無線通信	音声
2	符号	受けるための通信設備	音声その他の音響
3	モールス符号	受けるための通信設備	音声
4	モールス符号	受ける無線通信	音声その他の音響

A-2 次の記述は、無線局の予備免許について述べたものである。電波法（第8条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

- (1) **A**
 (2) **B**
 (3) 識別信号
 (4) **C**
 (5) 運用許容時間

	A	B	C
1	工事着手の期限	周波数	空中線電力
2	工事着手の期限	電波の型式及び周波数	空中線電力並びに空中線の型式及び構成
3	工事落成の期限	電波の型式及び周波数	空中線電力
4	工事落成の期限	周波数	空中線電力並びに空中線の型式及び構成

A-3 次の記述は、無線局の再免許の申請について述べたものである。無線局免許手続規則（第16条の2及び第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 再免許の申請がアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下同じ。）に関するものであるときは、再免許申請書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 (1) 免許の番号
 (2) 識別信号
 (3) **A**
 (4) 希望する免許の有効期間
 (5) 申請の際における無線局事項書及び工事設計書の内容
 ② 再免許の申請は、アマチュア局にあっては免許の有効期間満了前 **B** において行わなければならない。

	A	B
1	無線設備の設置場所	3箇月以上6箇月を超えない期間
2	無線設備の設置場所	1箇月以上1年を超えない期間
3	免許の年月日及び有効期間満了の期日	3箇月以上6箇月を超えない期間
4	免許の年月日及び有効期間満了の期日	1箇月以上1年を超えない期間

A-4 無線局の免許状に記載した事項に変更を生じた場合に免許人がとるべき措置に関する記述として、電波法（第21条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を訂正し、その写しを総務大臣に提出しなければならない。
- 3 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その事実を証する書面及び免許状を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

A-5 用語の定義として、電波法施行規則（第2条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。
- 2 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。
- 3 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- 4 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の0.05パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等0.05パーセントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

A-6 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（Aをいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
- (1) B以下の無線局の無線設備
 - (2) Cの無線設備
 - (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞がある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- ② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B	C
1 電界強度及び磁界強度	搬送波電力が50ミリワット	移動する無線局
2 電界強度及び磁界強度	平均電力が20ミリワット	移動業務の無線局
3 電界強度、磁界強度及び電力束密度	平均電力が20ミリワット	移動する無線局
4 電界強度、磁界強度及び電力束密度	搬送波電力が50ミリワット	移動業務の無線局

A-7 高圧電気（注）に対する安全施設に関する記述として、電波法施行規則（第22条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮蔽体又は接地された金属遮蔽体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入りできないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 2 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、金属遮蔽体の内に収容しなければならない。ただし、無線従事者のほか出入りできないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 3 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、無線従事者のほか出入りできない場所に収容しなければならない。ただし、金属遮蔽体の内に収容する場合は、この限りでない。
- 4 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、取扱者のほか出入りできない場所に収容しなければならない。

A-8 送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子の条件に関する記述として、無線設備規則（第16条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子は、発振周波数が当該送信装置の製造業者又は輸入業者の技術基準適合自己確認によりあらかじめ確認されているものであること。
- 2 送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子は、総務大臣が別に定める試験用の水晶発振回路により動作させて発振周波数があることが確認されているものであること。
- 3 送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子は、総務大臣が別に定める試験用の水晶発振回路により少なくとも6時間動作させて発振周波数が安定していることが確認されているものであること。
- 4 送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子は、発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものであり、恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の温度係数に応じてその温度変化の許容値を正確に維持するものであること。

A-9 無線局における混信等の防止に関する記述として、電波法（第56条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、重要無線通信を行う無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、電気通信業務の用に供する無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、総務省令で定める無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

A-10 擬似空中線回路の使用に関する記述として、電波法（第57条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、電波法第18条（変更検査）の検査に際して運用するときは、擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局は、無線設備の機器の調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3 無線局は、電波を放射する前になるべく擬似空中線回路を使用して送信機が正常に動作するかどうかを確かめなければならない。
- 4 無線局は、無線設備の機器の試験を行うために運用するときは、50オームの抵抗による擬似空中線回路を使用しなければならない。

A-11 アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する記述として、無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、その呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「呼出しを反復してください」を使用して、直ちに応答しなければならない。

A-12 「送信機の電力を増加してください。」を示すQ符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 --- . - . . - - -
- 2 --- . - - - - .
- 3 --- . - -
- 4 --- . - - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-13 次の記述は、モールス無線通信における通信中の周波数の変更について述べたものである。無線局運用規則（第35条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更の要求を受けた無線局は、これに応じようとするときは、「 A」を送信し（通信状態等により必要と認めるときは、「 B」）及び変更によって使用しようとする周波数（又は電波の型式及び周波数）1回を続けて送信する。）、直ちに周波数（又は電波の型式及び周波数）を変更しなければならない。

- | | | |
|---|---|-----|
| | A | B |
| 1 | K | QSW |
| 2 | K | QSX |
| 3 | R | QSW |
| 4 | R | QSX |

A-14 次の記述は、モールス無線通信における通報の送信方法について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第135条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号及びそのモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信において通報を送信しようとするときは、「ヒゼウ」（欧文であるときは、「」）を前置して行うものとする。

- | | | |
|---|-----|-----------------------|
| | 略符号 | モールス符号 |
| 1 | EXZ | ・ - - - - - - - - - - |
| 2 | EXZ | ・ - - - - - - - - - - |
| 3 | OSO | - - - - - - - - - - |
| 4 | OSO | ・ - - - - - - - - - - |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合する組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| | 字句 | モールス符号 |
| 1 | BELMOPAN | - - - - - - - - - - |
| 2 | CASTRIES | - - - - - - - - - - |
| 3 | KINGSTOWN | - - - - - - - - - - |
| 4 | WASHINGTON | - - - - - - - - - - |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 PVKTXW35 を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | ・ - - - - - - - - - - |
| 2 | ・ - - - - - - - - - - |
| 3 | ・ - - - - - - - - - - |
| 4 | ・ - - - - - - - - - - |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 アマチュア無線局の検査に関する記述として、電波法（第73条第5項）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 総務大臣は、電波法第71条の5（技術基準適合命令）の無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる。
- 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者を無線局に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる。
- 総務大臣は、電波法第72条（電波の発射の停止）第1項の電波の発射の停止を命じたときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる。
- 総務大臣は、電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる。

注 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。

A-18 アマチュア無線局の免許人の総務大臣への報告に関する記述として、電波法（第80条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、電波法の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 無線局の免許人は、他人の依頼による通信（非常通信を除く。）を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 無線局の免許人は、人命の救助に関し急を要する通信（非常通信を除く。）を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 無線局の免許人は、電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A-19 次の記述は、免許等を要しない無線局（注）に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電波法第4条（無線局の開設）第1号から第3号までに掲げる無線局をいう。

- ① 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備の発する電波が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために A を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 B ことができる。

A

- 1 必要な措置をとるべきこと
- 2 必要な措置をとるべきこと
- 3 その使用を中止する措置をとるべきこと
- 4 その使用を中止する措置をとるべきこと

B

- 1 その措置の内容について、書面で報告させる
- 2 その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
- 3 その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
- 4 その措置の内容について、書面で報告させる

A-20 社団（公益社団法人を除く。）であるアマチュア局の免許人が総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対して行わなければならない手続に関する記述として、電波法施行規則（第43条の4）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、その代表者及び構成員に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長の許可を受けなければならない。
- 2 免許人は、その定款及び理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長の許可を受けなければならない。
- 3 免許人は、その定款及び理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。
- 4 免許人は、その代表者を変更したときは、遅滞なく、総合通信局長に届け出なければならない。

A-21 「有害な混信」の定義として、国際電気通信連合憲章付属書（第1003号）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「有害な混信」とは、国際電気通信業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に影響を与える許容し得る混信の程度を超える混信をいう。
- 2 「有害な混信」とは、無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する混信をいう。
- 3 「有害な混信」とは、無線航行業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれに対する許容し得る混信の程度を超える混信をいう。
- 4 「有害な混信」とは、国際電気通信業務の運用を妨害し、又は主管庁が定める規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する混信をいう。

A-22 無線局からの混信を防止するための措置として、無線通信規則（第15条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- 2 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。
- 3 すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。
- 4 送信局は、業務を満足に行うため必要な最小限の電力で輻射する。

A-23 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めたとしとるべき措置に関する記述として、無線通信規則（第15条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた検査官は、その旨をその検査官の属する国の主管庁に報告する。
- 2 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨をその違反をした局の属する国の主管庁に報告する。
- 3 局が行った重大な違反に関する申し入れは、これを認めた主管庁からこの局を管轄する国の主管庁に行わなければならない。
- 4 主管庁がその権限に基づく局によって、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則（特に国際電気通信連合憲章第45条（有害な混信）及び無線通信規則第15条（無線局からの混信）15.1）の違反が行われたことを知った場合には、事実を確認して必要な措置をとる。

A-24 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信等について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、 A されたものであってはならない。
- ② アマチュア局は、 B に限って、 C の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

A	B	C
1 意味を隠すために暗号化	通信回線のふくそう時	アマチュア局以外の局との国際通信
2 意味を隠すために暗号化	緊急時及び災害救助時	第三者のために国際通信
3 伝送能率を高めるために高速化	通信回線のふくそう時	第三者のために国際通信
4 伝送能率を高めるために高速化	緊急時及び災害救助時	アマチュア局以外の局との国際通信

B-1 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）の規定により ア の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が イ に適合していると認められた後でなければ、 ウ してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項又は第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る エ の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 オ を省略することができる。

1 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	2 無線設備の設置場所
3 その許可の内容	4 電波法第3章（無線設備）に定める技術基準
5 許可に係る無線設備を運用	6 当該無線局の無線設備を運用
7 検査	8 点検
9 その一部	10 当該検査

B-2 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と ア の等しい イ を使用して測定した場合に、その回路の電力が ウ 以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。
- ③ その他の条件として受信設備は、なるべく次の各号に適合するものでなければならない。
 - (1) エ が小さいこと。
 - (2) 感度が十分であること。
 - (3) 選択度が適正であること。
 - (4) オ が十分であること。

- | | | | | |
|----------|-----------|------------|-----------------------|--------|
| 1 利得及び能率 | 2 空中線結合回路 | 3 4ナノワット | 4 内部雑音 | 5 了解度 |
| 6 電氣的常数 | 7 擬似空中線回路 | 8 4マイクロワット | 9 総合歪率 ^{ひずみ} | 10 安定度 |

B-3 次の記述は、モールス無線電信による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の ア によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの符号を順次送信し、更に イ 聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「VVV」の連続及び自局の呼出符号1回を送信しなければならない。この場合において、「VVV」の連続及び自局の呼出符号の送信は、 ウ を超えてはならない。
 - (1) EX 3回
 - (2) DE 1回
 - (3) 自局の呼出符号 エ
- ② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 オ を確かめなければならない。
- ③ ①の後段の規定にかかわらず、海上移動業務以外の業務の無線局にあつては、必要があるときは、 ウ を超えて「VVV」の連続及び自局の呼出符号の送信をすることができる。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 周波数 | 2 周波数及びその他必要と認める周波数 |
| 3 3分間 | 4 1分間 |
| 5 10秒間 | 6 20秒間 |
| 7 1回 | 8 3回 |
| 9 他の無線局から停止の要求がないかどうか | 10 他の無線局の通信に混信を与えないこと |

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア OSCAR	---- . . . - . - . . - . - .
イ QUEBEC	-. -. . . - . - - . - .
ウ ROMEO	. - . - - - - - . . - - - -
エ SIERRA - . . - . . - .
オ TANGO	- . - - . . - - - - - - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 無線従事者の免許証に関する記述として、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

ア 無線従事者は、氏名に変更を生じたときは、所定の様式の申請書に免許証及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。

イ 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、発見した日から10日以内に発見した免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に返納しなければならない。

ウ 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、所定の様式の申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に提出しなければならない。

エ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に返納しなければならない。

オ 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。

B-6 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、 許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 ことができない（無線通信規則に定める例外を除く。）。

② 許可書を有する者は、 に従い、 を守ることを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、 に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

1 無線通信規則に従って発給する

3 無線設備を所有する

5 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定

7 電気通信の秘密

9 利害関係者

2 その属する国の法令に従って発給し、又は承認した

4 設置し、又は運用する

6 その属する国の法令

8 無線通信の規律

10 第三者